

2026年8月17日
株式会社USEN TRUST

令和8年8月13日からの大雨に伴う災害により 被害を受けられた皆さまへ

令和8年8月13日からの大雨に伴う災害により、被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、代位弁済にかかる賃料のお支払いに関して一定の払込猶予期間の特別措置をとらせていただきます。

<賃料払込猶予期間>

お申し出により、賃料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。
特別措置の適用をご希望のお客さまは、当社カスタマーインタラクショナルセンターへご連絡ください。

株式会社USEN TRUST カスタマーインタラクショナルセンター 03-6772-8704

※受付時間：10:00-18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用都道府県	適用地域	法適用日
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、大網白里市、白子町、長柄町	8月13日
	富里市、山武市、印旛郡酒々井町、山武郡九十九里町	8月14日